

## (仮称) 那珂川市子どもの権利条例 素案

前 回	今 回	ワークショップの意見
<b>前文</b>		
<p>子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。</p> <p>子どもは、日本国憲法と児童の権利に関する条約において、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の価値や力に気づき、自信を持ち、そして主体的に生きていくことができるようになります。</p> <p>子どもは、家庭・育ち学ぶ施設・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。</p> <p>大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子どもを無視することなく、対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつことが大切です。</p> <p>私たちは、大人が子どもの権利を保障することで、子どもたちが平和と四季折々な那珂川の自然のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる子どもにやさしいまちづくりを未来に向かって進めていくことを約束します。</p>	<p>子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。</p> <p>子どもは、日本国憲法と児童の権利に関する条約において、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の価値や力に気づき、自信を持ち、そして主体的に生きていくことができるようになります。</p> <p>子どもは、家庭・育ち学ぶ施設・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。</p> <p>大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子どもを無視することなく、対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつことが大切です。</p> <p>私たちは、大人が子どもの権利を保障することで、子どもたちが平和と四季折々な那珂川の自然のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる子どもにやさしいまちづくりを未来に向かって進めていくことを約束します。</p>	
<b>第1章 総則</b>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会全体が子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長・発達することができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会全体が子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長・発達することができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。</p> <p>(1) 子ども 市内に居住し、通学し、又は通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。</p> <p>(2) 保護者 親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。</p> <p>(3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他子どもが利用する施設をいいます。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市を拠点としてさまざまな活動をしている者又は団体をいいます。</p> <p>(5) 事業者 事業活動を行うすべての者又は団体をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。</p> <p>(1) 子ども 市内に居住し、通学し、又は通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。</p> <p>(2) 保護者 親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。</p> <p>(3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他子どもが利用する施設をいいます。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市を拠点としてさまざまな活動をしている者又は団体をいいます。</p> <p>(5) 事業者 事業活動を行うすべての者又は団体をいいます。</p>	

<p>(基本理念)</p> <p>第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進められなければなりません。</p> <p>(1) 子どもを権利の主体として尊重すること。</p> <p>(2) 子どもにとって最もよいことを第一に考えること。</p> <p>(3) 子どもの成長・発達に配慮した支援を行うこと。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進められなければなりません。</p> <p>(1) 子どもを権利の主体として尊重すること。</p> <p>(2) 子どもにとって最もよいことを第一に考えること。</p> <p>(3) 子どもの成長・発達に配慮した支援を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の人間として尊重する</li> <li>・子どもが迷ったときにアドバイスと一緒に考えること</li> </ul>
<b>第2章 子どもにとって大切な権利</b>		
<p>(自分の権利と他者の権利の尊重)</p> <p>第4条 子どもは、この章に定める子どもにとって大切な権利の保障を求めることができます。</p> <p>2 子どもは、自分の権利を大切にすることができます。</p> <p>3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するように努めなければなりません。</p>	<p>(自分の権利と他者の権利の尊重)</p> <p>第4条 子どもは、この章に定める子どもにとって大切な権利の保障を求めることができます。</p> <p>2 子どもは、自分の権利を大切にすることができます。</p> <p>3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するように努めなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つ</li> <li>・自分の命も他人の命も大切にする</li> </ul>
<p>(安心して生きる権利)</p> <p>第5条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) 命が守られ、平和及び安全な環境のもとに暮らすこと。</p> <p>(2) 愛情をもって大切に育てられること。</p> <p>(3) 健康的な生活ができ、適切な医療を受けられること。</p> <p>(4) いかなる差別及び不当な不利益も受けないこと。</p> <p>(5) 困っていること又は不安に思っていることを相談すること。</p> <p>(6) 虐待、体罰及びいじめから心身が守られること。</p> <p>(7) プライバシー及び名誉が守られること。</p>	<p>(安心して生きる権利)</p> <p>第5条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) 命が守られ、平和及び安全な環境のもとに暮らすこと。</p> <p>(2) 愛情をもって大切に育てられること。</p> <p>(3) 健康的な生活ができ、適切な医療を受けられること。</p> <p>(4) いかなる差別及び不当な不利益も受けないこと。</p> <p>(5) 困っていること又は不安に思っていることを相談すること。</p> <p>(6) 虐待、体罰及びいじめから心身が守られること。</p> <p>(7) プライバシー及び名誉が守られること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命を大切にしてほしい</li> <li>・争いのない世界になったらいい (再掲)</li> <li>・優しい家族だったらいい</li> <li>・褒める、認める、愛情を注ぐ</li> <li>・きちんと食事をとる</li> <li>・安定した生活習慣</li> <li>・自分自身も差別せず、誰にでも優しくする</li> <li>・誰にでも仲良くできたらいい</li> </ul>
<p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) <u>自分の価値</u> を認められ、尊重されること。</p> <p>(2) 自分の気持ち又は考えを持つこと。</p> <p>(3) <u>個性を伸ばすことについて支援が受けられること。</u></p> <p>(4) <u>自分の気持ち又は考えを聴いてもらうこと。</u></p> <p>(5) 安心できる場所で過ごし、自由な時間を持つこと。</p>	<p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) <u>ありのままの自分</u> を認められ、尊重されること。</p> <p>(2) 自分の気持ち又は考えを持つこと。</p> <p>(3) <u>自分の気持ち又は考えを聴いてもらうこと。</u></p> <p>(4) <u>個性を伸ばすことについて支援が受けられること。</u></p> <p>(5) 安心できる場所で過ごし、自由な時間を持つこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の人間として尊重する (再掲)</li> <li>・1人ひとりの個性を認める</li> <li>・自分の想いを大切にする</li> <li>・自分の意見や想いを伝える</li> <li>・考えを否定しない</li> <li>・わがままと決めつけない</li> <li>・安全安心な環境 (居場所) をつくる</li> </ul>
<p>(心豊かに育つ権利)</p> <p>第7条 子どもは、心豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) 遊ぶこと。</p> <p>(2) 人権及び平和の大切さを学ぶこと。</p> <p>(3) 自ら学びたい内容を学ぶ機会が得られること。</p> <p>(4) 自然、芸術、文化及びスポーツに親しむこと。</p>	<p>(心豊かに育つ権利)</p> <p>第7条 子どもは、心豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) 遊ぶこと。</p> <p>(2) 人権及び平和の大切さを学ぶこと。</p> <p>(3) 自ら学びたい内容を学ぶ機会が得られること。</p> <p>(4) 自然、芸術、文化及びスポーツに親しむこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たくさん遊ぶ、たくさんの人と遊ぶ</li> <li>・色々なことを経験、体験する</li> <li>・夢を持って努力する</li> <li>・好きなこと、好きなものを見つけてほしい</li> <li>・自然、四季に慣れ親しんでほしい</li> </ul>

<p>( _____ 参加する権利)</p> <p>第 8 条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に主体的に参加するために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。</p> <p>(2) 成長・発達に応じて _____ 活動の機会が用意されること。</p> <p>(3) 成長・発達に応じて意思決定に参加すること。</p> <p>(4) 必要な情報を大人又は社会に求め、集めること。</p> <p>(5) 仲間をつくり、集まること。</p>	<p>(意見を表明し参加する権利)</p> <p>第 8 条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に主体的に参加するために、次に掲げることが保障されます。</p> <p>(1) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。</p> <p>(2) 成長・発達に応じて社会活動の機会が用意されること。</p> <p>(3) 成長・発達に応じて意思決定に参加すること。</p> <p>(4) 必要な情報を大人又は社会に求め、集めること。</p> <p>(5) 仲間をつくり、集まること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見をきちんと言えるようにする</li> <li>・自分の「思い」(意志)をしっかりと持って欲しい</li> <li>・活躍できる場をつくる</li> <li>・自分から挨拶する、話しかける</li> </ul>
<b>第 3 章 子どもの権利の保障</b>		
<p>(虐待、体罰及びいじめの禁止)</p> <p>第 12 条 何人も、子どもに虐待及び体罰を加えてはなりません。</p> <p>2 子どもは、いじめを行ってはなりません。</p> <p>3 何人も、虐待、体罰及び子ども同士のいじめを許してはなりません。</p>	<p>(虐待、体罰及びいじめの禁止)</p> <p>第 9 条 何人も、子どもに虐待及び体罰を加えてはなりません。</p> <p>2 子どもは、いじめを行ってはなりません。</p> <p>3 何人も、虐待、体罰及び子ども同士のいじめを許してはなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの虐待及び体罰を禁止する</li> <li>・悪口や陰口(いじめ)がなくなるとよい</li> <li>・子どもに手を上げない</li> </ul>
<p>(家庭における権利の保障)</p> <p>第 9 条 保護者は、 _____ 子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任があります。</p> <p>2 保護者は、<u>家庭が子どもの基本的生活習慣の確立及び人格形成にとって重要な役割と責任を持っていることを認識 _____ しなければなりません。</u></p> <p>3 <u>保護者は、子どもとのコミュニケーションを図る中で、子どもの権利を保障しなければなりません。</u></p>	<p>(家庭における権利の保障)</p> <p>第 10 条 保護者は、<u>子どもにとって最も大切な存在であるとともに、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任があります。</u></p> <p>2 保護者は、<u>子どもと発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で、適切な指示及び指導を行うとともに、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの権利を保障しなければなりません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが安全で安心できる環境づくり</li> <li>・基本的な生活習慣や規範意識を身につけられるようにする(ルールやマナーを守る)</li> <li>・子どもと向き合う時間を確保し、意見を聞き、受け止めること</li> <li>・話しやすい環境づくり</li> </ul>
<p>(育ち学ぶ施設における権利の保障)</p> <p>第 10 条 育ち学ぶ施設は、子どもが主体的に考える力を身に付けられるようにするとともに、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p> <p>2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ち又は考えを受け止め、相談に応じ、コミュニケーションに努めなければなりません。</p>	<p>(育ち学ぶ施設における権利の保障)</p> <p>第 11 条 育ち学ぶ施設は、子どもが主体的に考える力を身に付けられるようにするとともに、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p> <p>2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ち又は考えを受け止め、相談に応じ、コミュニケーションに努めなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体性や課題解決力を養う</li> <li>・何でも話せる(優しい)先生がいい</li> </ul>
<p>(地域における権利の保障)</p> <p>第 11 条 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるようにするとともに、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p>	<p>(地域における権利の保障)</p> <p>第 12 条 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるようにするとともに、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりは大切</li> <li>・もっと交流できるといい</li> <li>・気軽に話すことができる近所の人だとい</li> <li>・日頃の挨拶等を通じて、子どもとの接点を持ち、みんなで子どもの成長を見守る</li> </ul>

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進		
<p>(子どもの権利の周知及び学びの支援)</p> <p>第13条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民に広く知らせます。</p> <p>2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利及び他者の権利を学び、お互いに尊重し合うことができるように支援します。</p> <p>3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるように支援します。</p>	<p>(子どもの権利の周知及び学びの支援)</p> <p>第13条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民に広く知らせます。</p> <p>2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利及び他者の権利を学び、お互いに尊重し合うことができるように支援します。</p> <p>3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるように支援します。</p>	
<p>(虐待及び体罰に対する取組)</p> <p>第15条 市は、子どもに対する虐待及び体罰の予防及び早期発見に取り組みます。</p> <p>2 子どもは、自らが虐待又は体罰を受けたとき、虐待又は体罰を受けていると思われる子どもを発見したときは、市又は関係機関に相談することができます。</p> <p>3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに配慮するとともに、虐待又は体罰を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に通報しなければなりません。</p> <p>4 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行います。</p>	<p>(虐待及び体罰に対する取組)</p> <p>第14条 市は、子どもに対する虐待及び体罰の予防及び早期発見に取り組みます。</p> <p>2 子どもは、自らが虐待又は体罰を受けたとき、及び虐待又は体罰を受けていると思われる子どもを発見したときは、市又は関係機関に相談することができます。</p> <p>3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに配慮するとともに、虐待又は体罰を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に通報しなければなりません。</p> <p>4 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分はしない、している人には注意、誰かに相談する</li> <li>・(言葉や肉体的な)暴力がなくなってほしい</li> </ul>
<p>(子どもの居場所・遊び場づくり)</p> <p>第17条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとします。</p> <p>2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる機会の提供に努めるものとします。</p> <p>3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることができる機会の提供に努めるものとします。</p> <p>4 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが自然に親しむことのできる機会の提供に努めるものとします。</p>	<p>(子どもの居場所・遊び場づくり)</p> <p>第15条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとします。</p> <p>2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる機会の提供に努めるものとします。</p> <p>3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることができる機会の提供に努めるものとします。</p> <p>4 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが自然に親しむことのできる機会の提供に努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由にのびのび過ごしたい</li> <li>・地域とのつながりを持つ行事に参加させる</li> <li>・地域のつながりは大切(再掲)</li> <li>・もっと交流できるといい(再掲)</li> <li>・安全で安心できる環境づくり</li> </ul>
<p>(意見表明・参加の機会の促進)</p> <p>第14条 何人も、居場所づくり等について、子どもが気持ち又は考えを表明したり、参加したりする機会を設けるように努めるものとします。</p> <p>2 何人も、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの気持ち又は考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するように努めるものとします。</p>	<p>(意見表明・参加の機会の促進)</p> <p>第16条 何人も、居場所づくり等について、子どもが気持ち又は考えを表明したり、参加したりする機会を設けるように努めるものとします。</p> <p>2 何人も、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの気持ち又は考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するように努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの考えや意見を聞く場や機会を確保する</li> <li>・子どもの意見、気持ちをしっかり聞く</li> <li>・子どもの想いを知る</li> <li>・活躍できる場をつくる(再掲)</li> </ul>
<p>(子育て家庭への支援)</p> <p>第18条 市は、保護者が安心して子育てができ、その役割及び責任を果たせるように支援します。</p> <p>2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添い、安心して子育てをすることができるように支援に努めるものとします。</p>	<p>(子育て家庭への支援)</p> <p>第17条 市は、保護者が安心して子育てができ、その役割及び責任を果たせるように支援します。</p> <p>2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添い、安心して子育てをすることができるように支援に努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てしやすい社会</li> </ul>

<p>(特別な支援が必要な子ども・家庭への支援)</p> <p>第19条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、次に掲げる子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援に努めるものとします。</p> <p>(1) 虐待を受けた子ども</p> <p>(2) 障がいのある子ども</p> <p>(3) ひとり親家庭の子ども</p> <p>(4) 不登校の子ども</p> <p>(5) 非行を犯した子ども</p> <p>(6) 経済的に貧困な家庭の子ども</p>	<p>(特別な支援が必要な子ども・家庭への支援)</p> <p>第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、次に掲げる子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援に努めるものとします。</p> <p>(1) 虐待を受けた子ども</p> <p>(2) 障がいのある子ども</p> <p>(3) ひとり親家庭の子ども</p> <p>(4) 不登校の子ども</p> <p>(5) 非行を犯した子ども</p> <p>(6) 経済的に貧困な家庭の子ども</p> <p><u>(7) その他保護や養育を必要とする子ども</u></p>	<p>・子育てしやすい社会(再掲)</p> <p>・子どもの貧困についての対策が必要</p>
<p>(有害・危険な環境からの保護)</p> <p>第16条 何人も、子どもが次に掲げるものに接することがないように努めるものとします。</p> <p>(1) 環境たばこ煙、環境汚染物質等の健康に有害なもの</p> <p>(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用</p> <p>(3) 売買春、児童ポルノ等の性的搾取又は性的虐待</p> <p>(4) 過激な暴力、性等の有害な情報</p> <p>(5) 犯罪の被害及び加害</p> <p>(6) 過剰なメディア接触</p>	<p>(有害・危険な環境からの保護)</p> <p>第19条 何人も、子どもが次に掲げるものに接することがないように努めるものとします。</p> <p>(1) 環境たばこ煙、環境汚染物質等の健康に有害なもの</p> <p>(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用</p> <p>(3) 売買春、児童ポルノ等の性的搾取又は性的虐待</p> <p>(4) 過激な暴力、性等の有害な情報</p> <p>(5) 犯罪の被害及び加害</p> <p>(6) 過剰なメディア接触</p>	<p>・スマホやゲームよりも人との関わりを大切にしてほしい</p>
<p>(相互の連携・協力)</p> <p>第21条 何人も、相互に連携・協力して、子どもの権利の保障に努めるものとします。</p>	<p>(相互の連携・協力)</p> <p>第20条 何人も、相互に連携・協力して、子どもの権利の保障に努めるものとします。</p>	
<p><b>第5章 子どもの権利の侵害に対する相談・救済</b></p>		
<p>(相談・救済)</p> <p>第20条 市は、子ども又はその関係者が子どもの権利の侵害について相談することができる場及び機会を設けます。</p> <p>2 市は、相談内容又は子どもが置かれている状況に応じ、子どもの権利の救済が必要などときは、育ち学ぶ施設及び関係機関と相互に連携して、子どもの救済又は心身の回復を図るために必要な支援をします。</p>	<p>(相談)</p> <p>第21条 市は、子ども又はその関係者が子どもの権利の侵害について相談することができる場及び機会を設けます。</p>	<p>・何か困ったことが合ったら助け合えたらいい</p> <p>・困ったことや悩んでいることがあったら口に出して言ってほしい</p> <p>・悩みや困ったことを話せる人、場所がある事を知っていてほしい</p>
	<p>(子どもの権利救済委員の設置)</p> <p>第22条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済を図るとともに、心身の回復を支援するため、<u>那珂川市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)</u>を設置します。</p> <p>2 子ども又はその関係者は、救済委員に対し、子どもの権利の侵害について救済を求めることができます。</p> <p>3 救済委員の定数は、〇人以内とします。</p>	

	<p>4 救済委員は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱します。</p> <p>5 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>6 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、市長は、救済委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。</p>	
	<p><u>(救済委員の職務)</u></p> <p>第23条 救済委員は、次に掲げる職務を行います。</p> <p>(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために必要な情報を収集し、助言又は支援をすること。</p> <p>(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査をすること。</p> <p>(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。</p> <p>(4) 調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告すること、又は制度の改善を要請すること(以下「勧告又は要請」といいます。)</p> <p>(5) 勧告又は要請を受けた者に対して、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求め、及びその内容を申立人に伝えること。</p> <p>2 救済委員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはなりません。その職を離れた後も同様とします。</p>	
	<p><u>(救済委員への協力)</u></p> <p>第24条 市の機関は、救済委員の独立性を尊重し、その職務を積極的に支援しなければなりません。</p> <p>2 何人も、救済委員の職務に協力するよう努めなければなりません。</p>	
	<p><u>(勧告又は要請への対応)</u></p> <p>第25条 市の機関は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに勧告又は要請に応じ、その対応状況を救済委員に報告しなければなりません。</p> <p>2 市の機関以外の者は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに勧告又は要請に応じ、その対応状況を救済委員に報告するよう努めなければなりません。</p>	
	<p><u>(勧告又は要請の内容の公表)</u></p> <p>第26条 救済委員は、必要と認めるときは、勧告又は要請又はその対応状況の報告の内容を公表することができます。</p> <p>2 救済委員は、勧告又は要請又はその対応状況の報告の内容を公表するときは、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。</p>	

	(報酬及び費用弁償) 第 27 条 救済委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給します。	
<b>第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証</b>		
(施策の推進) 第 22 条 市は、子どもの権利を保障し、本条例に関する内容を計画的に進めるため、行動計画を定めます。 2 行動計画は、必要に応じて、その内容を見直します。 3 市は、行動計画を策定し、又は見直しをするときは、子どもを含めた市民及び那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。 4 市は、行動計画を策定し、又は見直しをしたときは、速やかにその内容を公表します。	(施策の推進) 第 28 条 市は、子どもの権利を保障し、この条例に規定する事項を計画的に進めるため、行動計画を定めます。 2 行動計画は、必要に応じて、その内容を見直します。 3 市は、行動計画を策定し、又は見直しをするときは、子どもを含めた市民及び那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。 4 市は、行動計画を策定し、又は見直しをしたときは、速やかにその内容を公表します。	
(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置) 第 23 条 市は、行動計画に関することについて、専門的な意見等を聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。 2 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、○人以内の委員をもって組織します。 (1) 有識者 ○人 (2) 子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある者 ○人 (3) 公募による市民 ○人 3 推進会議の委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 4 推進会議の委員は、再任されることができます。	(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置) 第 29 条 市は、行動計画に関することについて、専門的な意見等を聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。 2 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、○人以内の委員をもって組織します。 (1) 有識者 ○人 (2) 子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある者 ○人 (3) 公募による市民 ○人 3 推進会議の委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 4 推進会議の委員は、再任されることができます。	
(推進会議の職務) 第 24 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次に掲げることを調査審議します。 (1) 行動計画に関すること。 (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。 2 推進会議は、必要があるときは、自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関し調査審議することができます。 3 推進会議は、前 2 項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号の事務を行います。 4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。	(推進会議の職務) 第 30 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次に掲げることを調査審議します。 (1) 行動計画に関すること。 (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。 2 推進会議は、必要があるときは、自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関し調査審議することができます。 3 推進会議は、前 2 項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号の事務を行います。 4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。	

<p>(報告、提言等)</p> <p>第 25 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査審議したときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告又は提言を受けたときは、その内容を公表します。</p> <p>3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとります。</p>	<p>(報告、提言等)</p> <p>第 31 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査審議したときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告又は提言を受けたときは、その内容を公表します。</p> <p>3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとります。</p>	
<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第 26 条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給します。</p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第 32 条 推進会議の委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給します。</p>	
<p><b>第 7 章 雑則</b></p>		
<p>(委任)</p> <p>第 27 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 33 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	